

令和4年度

屋久島町国内向け観光誘客プロモーション事業業務委託
提案競技実施要項

【屋久島町観光まちづくり課】

[資料]

- 1 委託業務仕様書
- 2 提案競技に係る評価項目・評価基準

[様式]

- 1 提案競技参加申込書
- 2 提案競技質問書
- 3 同種又は類似業務の実績調書
- 4 見積書

この提案競技実施要項は、令和4年度 屋久島町国内向け観光誘客プロモーション事業業務委託にかかる受託候補者を選定するための提案競技に参加される方(以下「提案者」という。)が留意すべき事項を定めたものです。

提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で提案を行ってください。

- 1 事業名称 令和4年度 屋久島町国内向け観光誘客プロモーション事業業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和5年3月24日まで
- 3 業務の目的 資料1「委託業務仕様書」のとおり
及び委託内容
- 4 提案限度額 6,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。

5 提案内容

資料1「委託業務仕様書」に記載の業務目的を十分に踏まえた上で、次の項目に留意して提案を行ってください。

(1) 観光情報発信

委託業務仕様書4に示す観光情報の発信については、春休み～5月の連休へと誘客に繋がるような発信手法を提案すること。

なお、屋久島町観光PR動画{A Fulfilling Journey 又は やくしまじかん(屋久島町公式YouTubeチャンネルに掲載)}を利用して差し支えない。

(2) 観光情報発信のターゲット

男女問わず、20歳代から60歳代までの幅広い層をターゲットとするが、昨年度実施したデジタルマーケティングや現在実施している観光動態調査の結果から、特に女性、年齢層は20歳代から40歳代に強く訴求する内容とすること。その他の年代や性別等を限定した情報発信を企画する場合は、その設定根拠を明確に示すこと。

(3) 観光情報発信の媒体

情報発信は、インターネット及び書籍媒体を原則とするが、テレビやラジオその他高い効果が期待される情報発信手法がある場合は、当該手法を提案すること。

なお、情報発信手法及び媒体の選定理由を明確に示すこと。

また、インプレッション数やリーチ数等の目標設定を示すこと。

(4) リアルイベントについては、内容や実施場所等、費用対効果を十分に考慮したうえで選定し、必要に応じて本町特産品の物販を行う等、効果的な誘客に繋がるPR手法を提案すること。

また、集客目標数を設定すること。

(5) その他

提案限度額の範囲内において、本事業に有効となる取り組みがある場合は、当該取り組みも提案すること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和4年11月21日（月） |
| (2) 参加申込締切 | 令和4年11月30日（水）17時まで |
| (3) 質問締切 | 令和4年12月8日（木）17時まで |
| (4) 提案締切 | 令和4年12月19日（月）15時まで |
| (5) 受託候補者選考 | 令和4年12月26日（月）※提案者によるプレゼンテーション |
| (6) 受託候補者決定 | 令和4年12月27日（火）予定 |
| (7) 契約締結 | 令和4年12月27日（火）予定 |

7 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ、この提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (3) 市町村民税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置要件に該当した場合、提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8 参加申込み

この提案競技への参加を希望される場合は、参加資格を確認の上、下記のとおり提案競技参加申込書を提出してください。

- (1) 提出書類 提案競技参加申込書（様式1）

- (2) 提出期限 令和4年11月30日(水)17時必着
- (3) 提出方法 郵送又は持参してください。
※期限までに提出できない場合は、一旦、電子メールにて提出後、早急に原本を郵送又は持参ください。この場合、事前に一報ください。
- (4) 提出先 「16 問い合わせ・書類送付先」のとおり。
- (5) その他 提案競技参加申込書を提出していない事業者については、この提案競技に参加することはできません。

9 質問書の提出

提案を行うに当たり疑義が生じた場合は、提案競技質問書(様式2)に記載の上、「16 問い合わせ・書類送付先」宛てにEメールで提出してください。(令和4年12月8日(木)17時まで)

10 企画提案書等の提出

提案競技の参加者は、資料1「委託業務仕様書」の内容に基づき、企画提案書(以下「提案書」という。)を提出してください。

- (1) 提出期限 令和4年12月19日(月)15時必着
- (2) 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合については、特定記録又は簡易書留で送付してください。

(3) 提出書類

下記①から⑦までの書類を提出すること。なお、①から④については、屋久島町の指名業者に登録されている事業者は提出不要です。登録されていない事業者は「16 問い合わせ・書類送付先」宛てに提案書等と併せて提出してください。

- ① 会社概要(事業概要が分かるパンフレットでも可): 1部
- ② 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明: 1部(写し可)
- ③ 屋久島町の町税に係る徴収金に滞納がないことの証明: 1部(写し可)
(屋久島町に住所が無い場合は本社所在地の市区町村が発行する証明)
- ④ 法人登記簿(現在事項全部証明書): 1部(写し可)
- ⑤ 事業提案書: 正1部、副5部

◆提案者は、資料1「委託業務仕様書」の内容を十分に踏まえた上で、以下の事項に従い提案書を作成してください。

◆提案書の作成にあたっては、専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確な提案書としてください。

◆提案書のページ上限は、20ページ以内(表紙、目次、様式4を除く)とします。提案書は、A4横サイズ、上部綴じとしてください。フォントは自由ですが、文字サイズは、図表中の文字を除き、11ポイント以上としてください。

◆提案書表紙の次のページは目次とし、提案書には表紙、目次を除きページ番号

を一連で付してください。

◆提案書の表紙は、あて名「屋久島町」宛、標題「令和4年度 屋久島町国内向け観光誘客プロモーション事業業務委託」及び「提出年月日」を記載してください。

◆提案書（正）については、提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したものを1部提出してください。

◆提案書（副）は、全般にわたって提案者（企業名）名及び提携事業者名が分からないようにしてください。

◆実施内容・実施体制（本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者等が分かる体系図）、スケジュール等を記載してください。

⑥ 同種又は類似業務の実績調書（様式3）：正1部、副5部

◆本業務と同種または類似業務の実績があれば必要事項を記入し提出してください。実績がない場合は、提出は不要です。

⑦ 見積書（本業務期間内に要する経費）（様式4）：正1部、副5部

◆見積書（正）については、提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したものを1部提出してください。

◆見積書（副）は全体にわたって提案者名及び提携事業者名が分からないようにしてください。

◆本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額としてください。

◆見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。

◆経費の内訳を任意様式で添付してください。

（4）その他

◆1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。

◆提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。

◆契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。

◆提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

11 受託候補者選考概要

（1）選考会

屋久島町が設置する選考委員会において、資料2「提案競技に係る評価項目・評価基準」に基づき提案内容の評価し、最も評価点が高い提案者を最優秀提案者（受託候補者）とします。

なお、本提案競技に係るプレゼンテーションを令和4年12月26日（月）に屋久島町役場本庁において実施予定です（1者あたり20～30分を想定）。

（2）選考結果

選考結果については、令和4年12月27日（火）にEメールにて連絡する予定です。併せて、屋久島町公式ホームページで公開する予定です。

なお、選考結果に関する質問・照会には応じません。

12 提出書類の取り扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、協議により内容の変更を求めることがあります。

13 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 業務推進に必要な手続きを行わない場合

14 契約

選考委員会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案者を受託候補者として決定し、受託候補者と提案内容を基に最終的な仕様等を決定する協議を行い、業務委託契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

15 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 選考結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 提案内容を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議の上で変更することがあります。
- (5) この委託で制作された成果品は、屋久島町に帰属するものとします。

16 問い合わせ・書類送付先

屋久島町観光まちづくり課 観光推進係（担当：宇都）

〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

電話番号：0997-43-5900

Eメール：kankou@town.yakushima.kagoshima.jp